

第3号議案

規約改正（案）

| (旧) | (新) |
|--|--|
| <p>第4条 この連盟は次の手続きを経た者をもって会員とする。 連盟に入会するに当たっては 入会申込書に必要事項を記入し 入会金2,000円と会費を添えて会長に届出なければならない。 但し この入会金は新規登録時のみとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 登録会員2 登録準会員3 賛助会員 | <p>第4条 この連盟は次の手続きを経た者をもって会員とする。 連盟に入会するに当たっては 入会申込書に必要事項を記入し 入会金2,000円と会費を添えて会長に届出なければならない。 但し この入会金は新規登録時のみとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 登録会員2 賛助会員 |

第4条中「2 登録準会員」を削除し「3 賛助会員」を「2 賛助会員」に改める。

| (旧) | (新) |
|--|---|
| <p>第5条 登録会員とは 福井県下に住所または事業所をもち 入会した満年齢で男子35歳以上 女子30歳以上の陸上競技愛好者をいう。 登録準会員とは 1の項目以外の 満年齢で男子30歳以上 女子25歳以上および特に理事会の承認を得た陸上競技愛好者をいう。 賛助会員とは 本会の主旨に賛同し経済援助をした者をいう。</p> | <p>第5条 登録会員とは 福井県下に住所または事業所をもち 入会した満年齢で男女とも18歳以上の陸上競技愛好者をいう。ただし日本学生陸上競技連合登録者は除く。 賛助会員とは 本会の主旨に賛同し経済援助をした者をいう。</p> |

第5条中「男子35歳以上 女子30歳」を「男女とも18歳」に改める。「ただし日本学生陸上競技連合登録者は除く。」を追加する。「登録準会員とは 1の項目以外の 満年齢で男子30歳以上 女子25歳以上および特に理事会の承認を得た陸上競技愛好者をいう。」を削除する。

第8条を次のように改める。

| (旧) | (新) |
|--|---|
| <p>第8条 専門部長は 次の部の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 競技部 各競技会の実施要項・日程の検討 その他競技に関するあらゆる事項。 2 普及部 本連盟の組織発展のための計画立案実施 その他技術向上と健康増進に関する一切の事項。 3 記録部 各種競技会の記録調査 整理申請 保管と記録報告書の作成。 4 駅伝部 駅伝大会開催及び選手強化に関する計画立案。 対外駅伝大会に参加すること並びに駅伝選手の発掘。 5 スポレク部 県主催による県民スポーツ祭 マスターズ陸上の部に係わる企画・運営と全国大会派遣選手の選考などに関すること。 | <p>第8条 専門部長は 次の部の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総務部 登録事務、年間計画、本連盟と関係機関との連絡調整等、本連盟の運営及び規約の制定・改正に関する事項 2 競技部 各競技会の企画・準備及び実施に関する事項、その他本連盟に係る競技に関する事項 3 財務部 本連盟の財源の確保、財産の管理及び金銭出納に関する事項 4 記録部 各種競技会の記録調査 整理・申請・保管と記録報告書の作成 5 駅伝・スポレク部 駅伝大会開催及び選手強化に関する計画立案 対外駅伝大会に参加すること並びに駅伝選手の発掘 県主催による県民スポーツ祭マスターズ陸上の部に係わる企画・運営 6 普及・広報部 本連盟の組織発展のための計画立案実施 広報 ホームページの管理運営 その他技術向上と健康増進に関する事項 |

| (旧) | (新) |
|---|---|
| <p>第15条 本連盟に次の支部をおく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井北支部(足羽川を起点に北方面・永平寺町含む) ・福井南支部(足羽川を起点に南方面・旧美山町・旧清水町・旧越廼村含む) ・鯖江支部(鯖江市) ・越前支部(越前市・南越前町・越前町含む) ・敦賀支部(敦賀市・美浜町) ・若狭支部(若狭町) ・小浜支部(小浜市・大飯町) ・大野勝山支部(大野市・勝山市) ・坂井支部(坂井市・あわら市) | <p>第15条 本連盟に次の支部をおく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井東支部(旧国道8号線より東の福井市・永平寺町・旧美山町含む) ・福井西支部(旧国道8号線より西の福井市・旧清水町・旧越廼村含む) ・鯖江支部(鯖江市) ・越前支部(越前市・南越前町・越前町含む) ・敦賀支部(敦賀市・美浜町) ・若狭支部(若狭町) ・小浜支部(小浜市・大飯町) ・大野勝山支部(大野市・勝山市) ・坂井支部(坂井市・あわら市) |

第15条「福井北支部(足羽川を起点に北方面・永平寺町含む)」を「福井東支部(旧国道8号線より東の福井市・永平寺町・旧美山町含む)」に、「福井南支部(足羽川を起点に南方面・旧美山町・旧清水町・旧越廼村含む)」を「福井西支部(旧国道8号線より西の福井市・旧清水町・旧越廼村含む)」に改める。

| (旧) | (新) |
|---|---|
| 第16条 登録会員は 年間次の会費を 納入するものとする。 1 会員 4,000円 2 準会員 4,000円 | 第16条 登録会員は 年間次の会費を 納入するものとする。 1 会員 4,000円 |

第16条中「2 準会員 4,000円」を削除する。

| (旧) | (新) |
|---|--|
| 第18条 本連盟の会計年度は毎年2月 1日に始まり 翌年1月31日に 終わる。 | 第18条 本連盟の会計年度は毎年1月 1日に始まり 12月31日に終 わる。 |

第18条中「2月1日」を「1月1日」に、「翌年1月31日」を「12月31日」に改める。